

## 低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の引上げについて

市が発注する建設工事において、ダンピング受注の防止を図り、適正な価格での契約を推進するため、次のとおり取り扱うことといたします。

### (1) 低入札価格調査基準価格の引上げについて

現場管理費の算定率を 80%から 90%へ引き上げます。

対象は、予定価格が 5,000 万円以上の建設工事です。

改正前	改正後
①直接工事費の 95%の額	①直接工事費の 95%の額
②共通仮設費の 90%の額	②共通仮設費の 90%の額
③現場管理費の 80%の額	③現場管理費の 90%の額
④一般管理費の 55%の額	④一般管理費の 55%の額
低入札価格調査基準価格は、①～④の合計額に消費税（8%）を加算した額とします。 ただし、設定範囲は予定価格（税込）の 70%～90%です。	

### (2) 最低制限価格の引上げについて

現場管理費の算定率を 80%から 90%へ引き上げます。

対象は、予定価格が 130 万円を超え 5,000 万円未満の建設工事です。

改正前	改正後
①直接工事費の 95%の額	①直接工事費の 95%の額
②共通仮設費の 90%の額	②共通仮設費の 90%の額
③現場管理費の 80%の額	③現場管理費の 90%の額
④一般管理費の 55%の額	④一般管理費の 55%の額
最低制限価格は、①～④の合計額に消費税（8%）を加算した額とします。 ただし、設定範囲は予定価格（税込）の 70%～90%です。	

### (3) 施行日

平成 28 年 7 月 1 日（7 月 1 日以後の公告又は指名通知の入札案件から適用）